

入学検査 応募に関する Q&A

【令和8年9月 更新】

こちらは、本校の募集要項に関して例年質問の多い項目について取り上げたものになります。ここに上がっていないことなどは、「学校公開・説明会」や「入学検査日程説明会」にてお答えいたします。公正公平を欠くため、お電話等での事前のお問い合わせは、お控えください。

○応募条件に関して

Q 「次の公立小学校通学区域に、保護者と同居し在住する者」とありますが、地域によっては学校を二つ選べます。二つのうち片方は指定されていないのですが、大丈夫でしょうか。

A 学区内かどうかの判断として、指定校となっている学校がどこかが大切になります。居住地の住所による指定校がどの学校になっているかどうかで、居住地が学区内かどうか判断ください。

また、二つ以上ある方で、どちらも学区内の小学校である場合、就学時健診を受けた学校（公立校を選ぶならばその学校に進む）を申込時に選択ください。

Q 現在はまだ通学区域外に住んでいるのですが、受検を考えています。申し込みは可能でしょうか。

A 入学（新年度の4月1日）までに通学区域内に転居することが予定されていて、入学までに確かに通学区域内に転居することを証明できれば受検可能です。転居予定の方は新住所を申込内容確認書2枚目の余白に御記入ください。

なお、証明する物を準備する際に気を付けていただきたいこととして、保護者がお務めの会社の「異動の通知（内示）」などでは転居の可能性があるだけで、こちらのいう転居の証明にはなりません。参考までに、その証明する物の例として、次のようなものをあげております。

- ① マンション購入の契約書のコピー（入居日が記載のもの）の添付
- ② 「子どもにとってのおじいさんやおばあさんの住民票（入学後も同居する予定の方）」
& 「同居することを同意している旨をその方が書いた、自筆の文書」の二つを添付

○オンライン申込について

Q 申込内容に誤りが分かりました。訂正ができないのですが、どうすればよいでしょうか。

A オンライン申込ですが、決裁までしてしまうと受検に関する内容変更ができない仕様となっております。削除や訂正の対応もできません。まずは十分に確認の上、手続きをおすすめください。

なお、訂正が必要な場合もあります。学校としては郵送物内の住民票などを使って内容の確認をいたしますので、訂正する場合は、印刷した「申込内容確認書」に取り消し線を引き、訂正印を使って訂正処理をしてから空いている場所、こちらが分かる場所に修正した内容を御記入ください。加筆する場合はボールペンなど消えないペンをお使いください。

Q 名前について住民票ではアルファベット表記となっています。どのように対応すればよいでしょうか。

A 基本的には住民票と照らし合わせて一致するように登録ください。アルファベット表記についてはそのまま御対応ください。なお、小学校入学後については、カタカナなどの表記にするかどうか相談をさせていただきます。

また、外字変換がうまくいかない（申込サイトで使用できないなど）場合は、代わりの字を使って登録し、申込内容確認書の氏名のところに手書きで添えてください。ただし、入学後も外字の対応は難しいこともございます。表記について代わりの字で表されることもあることを御理解ください。

Q 家族の欄の年齢については今年の4月1日時点でしょうか。来年の4月1日時点でしょうか。

A 今年の4月1日時点で書くことになっております。記入時よりも一つ下の年齢になる方もいるかと思いますが、確認をお願いいたします。

なお、令和8年4月2日以降にお生まれになったお子様や同居することになった方がいる場合についてはどうするのか、とお問い合わせをいただきます。この場合に限っては、該当の方の現年齢で御記入ください。

Q 最終保育歴については最近転園したので6ヶ月となり短い期間となるのですが、よろしいでしょうか。

A はい、そのとおりで問題ありません。

毎年、入学前の最終保育歴の記入の仕方についてのお問合せをたくさんいただきます。幼稚園や保育園に複数通っていた方は、今、通っている幼稚園や保育園と今年度最後まで通った場合の期間をご記入ください。保育年数についても最終のところにとどのくらい通うことになるかをご記入いただければ結構です。1年未満の場合は何か月という形で直して書いていただいて結構です。

Q 写真は改めて撮った方がよいのでしょうか。家にある家族写真でもよいのでしょうか。

A 御家庭の判断にお任せいたします。

本人を含め、受検に関わる皆様の表情がはっきりと分かるものをお願いしております。以下のような写真は避けてください。

×顔が小さくうつっている

×顔が大きすぎて一部が隠れている

×帽子をかぶったり、横顔であったりする など

なお、写真欄については、「応募児童ならびに検査および抽せん当日に同道・出席する保護者が写っている写真を添付する」とあります。写真に写っていない方は同道・出席できません。

Q 「住民票の写し」とは、自分でコピーしたものを提出するということでしょうか。

A いいえ。役所で発行されたものをそのまま提出してください。自ら複写（コピー）したものは受理できません。

Q 2世帯で住んでいます。住民票は本人の祖父母のものも必要でしょうか。

A 受検に関わる同居人であれば、①住民票を準備いただくこと、②申し込みの際に家族欄へ記載すること、③写真と一緒に写ること、といった条件を満たすことが必要になります。特に受検に関わることはないのであれば、添付の必要はありません。

★検査および抽せん当日に同道・出席するためには、

①住民票と申込内容確認書が一致している ②写真欄に申込内容確認書に書かれた方が写っている
ということが必要になります。申し込みを確定する前に、確実に確認をお願いいたします。

○来校時に関して

Q 自転車の使用はよいのでしょうか。

A 自転車の使用は可能です。正門から入り、係の指示にしたがってください。

ただし、車道の左側を通行するなど、交通ルールを守ってください。また、自家用車での来校は禁止です。近隣や市役所等への駐車も認めておりません。タクシーで学校付近に乗り付けることもおやめください。